

# 多様性を受け入れる

## まちを目指して

—パートナーシップ宣誓制度が始まりました—

●問い合わせ 人権共生課

(M)ウイング3階 ☎39-11105 ☎37-11153

松本市は、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、自分らしく暮らしながら、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指しています。

その一つとして、4月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を県内で初めて導入しました。これまでに2組のカップルが宣誓し、5月中には

3組目のカップルの宣誓が予定されています。

この制度を起点に、今後は市内の民間企業、学校等の教育関係機関や市民の皆さんに、出前講座、啓発リーフレット、市ホームページ等を活用し、性の多様性への理解を広げます。また、制度により利用できるサービスの拡充につなげていきます。

### 世界の動き

日本では同性婚が認められていませんが、世界では2020年5月時点で、29の国と地域で同性婚が可能になっています。



## 松本市 パートナーシップ宣誓制度

一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして相互に責任をもって協力し合う関係であることを宣誓し、その宣誓を市が受け止める制度です。

なお、この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

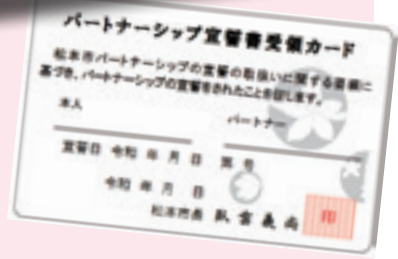
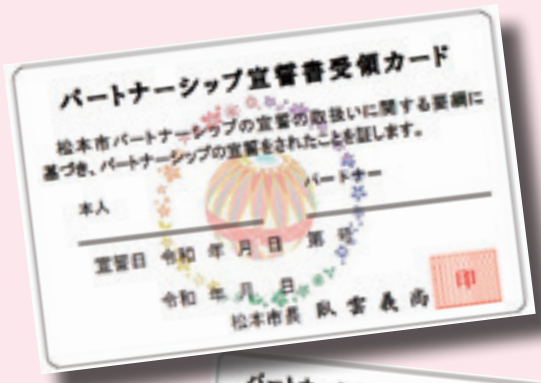
### 利用できるサービス

宣誓書受領証または受領カードを提示すると、次のサービスの申請等ができます。

- ・市営、県営住宅の入居申し込み
- ・松本市立病院において面会・手術同意、看取り等親族と同様の対応
- ・一部携帯電話会社の家族割引<sup>※</sup>
- ・同性パートナーを保険金の受取人に指定<sup>※</sup>

※詳細はサービスの利用先にご確認ください。

宣誓の要件や手続きなどの詳細は市ホームページをご覧ください▶



受領証は2つのデザイン（松本てまり、レンゲツツジ）から選べます。宣誓日と、「本人」「パートナー」それぞれの名前が記されます。



# Interview

## 松本市パートナーシップ宣誓

### おめでとうございます

戸籍上はともに女性で、Oさん（写真左）は性自認は男性でも女性でもないと感じるXジェンダー、Tさん（右）は同性愛者

松本市パートナーシップ第1号となったお二人に、宣誓制度に託す思いなどについて伺いました。

松本市に住むOさん（37歳）と、他県から松本市へ来たTさん（36歳）。年齢が近いためか、「趣味などの話が合う」という2人は、2019年8月に交際を始めたころから結婚したいと考えていました。

—宣誓した理由などを教えてください。

O（2人の関係に）形になるのができると思い、宣誓しました。また、同性婚が法制化されるための第一歩として行動を起こしたかったです。

—宣誓したときのお気持ちを教えてください。

O 一緒に暮らしている松本市で宣誓できてうれしかったです。市職員の方が宣誓書を読み上げてくれた時はびっくりしましたが、認めてもらえたと感じました。受領カードは携帯し、受領証はリビンクに額に入れて飾ります。

T 公に認めてもらえ、泣きそうになるほど、うれしかったです。

—宣誓後に、周りの方の反響などはありましたか。

O 両親は、私たちが宣誓したことが載った新聞記事をファイリングしてくれていました。友人も「おめでとう」と言ってくれました。

T 職場の方は、広報紙の取材を受けると伝えたら、「Tさんの」役に立ちたいのと言ってくれました。

—生活の中で「ジェンダーフリー」でないと感じる場面はありますか。

O 書類の手続きで、性別欄の「男」と「女」の真ん中に○を記入したこともありま。仕方がない場面もあると思います。どちらかにカテゴリー（分類）されてしまうことに戸惑いを感じます。

また、窓口でフルネームで呼ぶ必要があるのかと疑問に思っています。

—これからの社会に期待することはありますか。

O 枠にとらわれない考え方が広がれば良いです。また、宣誓制度が他の自治体にも広がってほしいです。

T 戸籍が一緒になり、相続や税制度の控除が受けられれば良いと思います。今は割り切っている部分もありますが、法律婚とは大きな幅があると思います。

—宣誓制度を利用するか迷っている方に、声をかけたいことはありますか。

O 迷っている方の背中を押したいですが、判断するのは本人たち。ただ、一人でも多くの方が制度を利用すれば、その先の未来があると思います。

## ひとりで悩みを抱えていませんか？

人権に関する相談を受け付けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

・松本市心と生き方の相談（予約制）

☎ 0263-39-1105

場所 Mウイング3階 パレア松本

・法務省人権擁護局

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

・長野地方法務局 松本支局

☎ 0263-32-2571

・法務省人権擁護局

インターネット人権相談

【URL】 <http://www.jinken.go.jp/>



長岡春奈さん  
(長野県人権教育  
派遣 講師)

自身はトランスジェンダー(からだの性と性自認が異なる)。LGBT啓発講演家として、講演・相談活動を行う。

## 性的マイノリティ 当事者支援者の方から

「多様性を受け入れるまち」を目指す上で、必要なことは何でしょうか。市内在住で性的マイノリティに関する活動をしている、長岡春奈さん(以下長)と川本恵子さん(以下川)に伺いました。

「松本市でパートナーシップ宣誓制度ができ、第1号が誕生した感想を教えてください。」

(長) 率直にうれしいです。第1号の方の声が届いて、少しでも申請する人が増えればという思いです。

(川) 私のまわりでは、匿名性を守れないのではという不安から、一步を踏み出せないという声が多かったので、こんなに早く第1号が誕生するとは思わなかったです。お二人は「自分たちの後に続く人のために」と言って取材を受けてくれました。すぐくうれしかったです。

「制度開始に伴う期待や、要望などがありますか。」

(長) 当事者がカミングアウトを当たり前に出来る環境が理想です。しかし、これはすごく難しいことだと思っています。今後、当事者はもちろん、市民や企業に対しての啓発を継続して行うことが大切だと思います。

(川) 地方都市では、パートナーの匿名が守られにくいことを懸念しています。大都市に比べ人口が少ない分、顔を見て分かっってしまう難点もあります。啓発や周知と同時に、個人情報保護も徹底していくことが重要です。

「これからの社会に期待することを教えてください。」

(長) パートナーシップ宣誓制度は、一つの通過点。これからが大事で、理解を広げていく必要があります。若い方から年配の方まで、正しく理

解してほしいです。その時にはじめて、松本市が目指す「二人ひとりが尊重される社会」が実現すると思います。その中でも特に、子どもへの周知や教育について力を入れる必要があると思います。子どもが当事者の場合、周囲の理解が得られないことはとてもつらいことです。

今後、私自身の経験などを子どもたちに伝える活動を行っていいと思います。

(川) どんな人の在り様でも受け入れる社会になってほしいです。

人と出会う場面では、多数者の価値観でその人を見てしまいがちですが、多様性を理解し、認めた上で人と接することが大切です。これは「命について向き合う」ということにつながります。他人とどう接し、その人の在り方を受け入れるということは、人が社会の中で生きる「根本の問題」だと思っています。

### 出前講座をご利用ください

出前講座は、市役所や公的機関などが行っている施策を、市職員が直接出向いて説明するものです。「性の多様性を考える」をテーマに、30分で行っています。医療機関や民間企業の皆さんも、ぜひご利用ください。講座内容などの詳細は人権共生課へお問い合わせください。



### リーフレットを作成中

長岡さんと川本さんにも監修いただき、性の多様性についてのリーフレットを作成しています。当事者の声や性的マイノリティの説明を掲載するなど、理解を深める内容です。7月以降に民間企業や関係機関、市の施設などへ配布する予定です。